

第4章 危険動物・有害昆虫などの対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

市内における危険動物（野生動物以外のもの）逸走事件

- 1 市立動物園の危険動物逸走事件（主たる所管局はみどり環境局）
- 2 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件（主たる所管局は医療局）

第2節 市立動物園の危険動物逸走事件対策

この節での危険動物は、横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱（以下、この節において「要綱」という。）に定める危険動物をいう。なお、対策の細部は、要綱による。

1 事前対策

園長は、危険動物の逸走を未然に防止するために、次の対策を講ずることとする。

(1) 動物舎及び外柵の適切な管理

- ア 動物舎及び外柵の整備を行い、必要に応じて専門知識を有する者に構造上の検査を依頼する。
- イ 検査により指摘事項があった場合、又は不備を発見した場合は、速やかにその対策を講じる。
- ウ 動物舎、外柵等の施設は、耐用年数を考慮して整備計画を策定し、計画的に施設の整備を行う。
- エ 定期的に動物舎の鍵の数や施錠箇所及び捕獲用具の点検を行う。

(2) 日頃の安全確認

- ア 通常の飼育業務においては、動物数の確認や飼育室の各扉の施錠確認をその都度実施する。
- イ 動物舎の出入口及び各飼育室の扉の開放は厳禁とし、万が一、飼育室から動物が逸走することであっても、さらに動物舎から外に出ることのないよう設置されているダブルキャッチ（二重扉）システムを有効に利用し、管理通路内等動物舎内での捕獲収容に努め、動物舎からの逸走を未然に防ぐ。
- ウ 園内では、不審者等にも注意を払う。
- エ 夜間は警備員の巡視を行い、動物舎の異常の早期発見に努め、不審者の侵入を防ぐ。

(3) 危険動物の逸走を想定した備品の整備

事件発生時に必要となる危険動物の捕獲用具や救急物品等の備品を備え、直ちに使用できるように定期的に捕獲用具等の点検等を行い適正に管理保管する。

(4) 危険動物捕獲訓練の実施

原則として、毎年1回以上、危険動物の逸走を想定した総合的な捕獲訓練を実施する。

(5) 危険動物の輸送

輸送は専門業者に委託するが、逸走事件が生じないよう、輸送計画を確認し必要な指示を与える。

2 応急対策

(1) 初期対応

動物園職員は、動物舎から園内への危険動物逸走事件が発生した場合は、さらに園外へ逃走することを防ぐために、入園者等の安全を確保しながら、園外へ出る門を全て閉鎖する。また、逸走した動物の位置を追跡し、確認するとともに、捕獲用具を整え、危険動物の捕獲を行う。

(2) 入園者の安全確保

市立動物園開園時間内に事件が発生した場合、動物園職員は、危険動物が逸走したことを入園者に対して放送で知らせるとともに、避難場所への誘導を実施し、入園者の安全を確保する。また、負傷者が発生した場合に備えて、救急物品を準備する。

(3) 関係機関への通報

園長は、関係区局又は警察署等に速やかに連絡をする。

(4) 関係機関との連携

みどり環境局は、警察署等関係機関との連携を図り、危険動物の捕獲及び市民の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

(5) 避難誘導等

危険動物が園外に逸走した場合、みどり環境局は、警察署等と当該動物の習性に基づいて、予想される警戒区域及び立入禁止区域設定等に関して、連携を図るものとする。また、関係機関と連携して、周辺住民等の避難誘導等を行う。

(6) 広報

危険動物が園外に逸走した場合、関係区及び防災・危機管理統括本部は、警察署等関係機関と協力して①事件発生と現在の状況、②立入禁止区域等の設定、③外出の抑止、④建物の扉・窓の施錠確認、⑤危険動物発見時の通報先（警察署・区役所）の広報を行い、市民の安全確保を図る。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市立動物園危険動物逸走警戒体制
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者
事 務 局	みどり環境局
関 係 区 局	防災・危機管理統括本部、みどり環境局、消防局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 市立動物園の危険動物が動物舎から逸走した場合 2 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市立動物園危険動物逸走警戒本部	〇〇区市立動物園危険動物逸走警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	防災・危機管理統括本部	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策経営・国際戦略局、防災・危機管理統括本部、医療局、みどり環境局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で市立動物園の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で市立動物園の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市立動物園危険動物逸走対策本部	〇〇区市立動物園危険動物逸走対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	防災・危機管理統括本部	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策経営・国際戦略局、防災・危機管理統括本部、医療局、みどり環境局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で市立動物園の逸走した危険動物が多数の人的被害を与えた場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 区内で市立動物園の逸走した危険動物が多数の人的被害を与えた場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
-------	------

政策経営・国際戦略局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
防災・危機管理統括本部	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（みどり環境局の事務を除く。）。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 市民への広報に関する事。
医療局	医療機関への協力依頼に関する事。
みどり環境局	1 市立動物園からの危険動物逸走防止対策の実施に関する事。 2 危険動物逸走に関連する情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 3 立入禁止区域等の設定に関する事。 4 逸走した危険動物の捕獲等に関する事。 5 市立動物園入園者等の安全確保に関する事。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び防災・危機管理統括本部への伝達に関する事。 2 救急・救護活動に関する事。 3 現場仮救護所の設置に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区域における避難誘導等に関する事。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関する事。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。
全区局は、第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。 ○所管施設内へ危険動物が進入した場合、所管施設内の保安に関する事。 ○逸走した危険動物の捕獲等の協力に関する事。	

5 事後対策

園長は、再発の防止に向け、次の対策を講じる。

(1) 全動物舎の点検

危険動物逸走の原因となる破損箇所、劣化箇所等の点検を行う。また、動物舎の錠の数や施錠箇所の再点検を行う。

(2) 捕獲用具等の再点検

使用した捕獲用具等の破損の有無を再点検する。

(3) 再発防止に向けた検証

再発防止に向け、実施した対策について検証を行い、マニュアル等に反映する。

第3節 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策

この節での危険動物は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この節において「法」という。）第25条の二及び同法施行令第3条に定める特定動物をいう。

1 事前対策

危険動物に関しては、医療局が飼養許可業務を行い、飼養者に対する飼養状況の監視を行うとともに、逸走防止に関する指導を実施する。

2 応急対策

(1) 警戒体制等の確立

危険動物の飼養者及び各区局は、民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件が発生し、人的被害を与えるおそれがある場合は、直ちに医療局に通報する。

前記の通報を受けた医療局長は、直ちに警戒体制を確立する。防災・危機管理統括本部は、支援

する。

被害等を最小限に止めるために、危険動物逸走事件の状況等に応じて、上位体制へ移行する。

(2) 関係機関との連携

防災・危機管理統括本部は、警察署等関係機関との連携を図り、危険動物の捕獲及び市民の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

(3) 捕獲等の対応

医療局は、警察署等の求めに応じて、逸走した危険動物の飼養者等の情報提供を行う。

ア 飼養者が判明した場合

医療局は、法 32 条に基づき、当該動物の飼養者に対して、捕獲等の措置を命じる。

なお、当該飼養者から捕獲等の依頼があった場合又は当該飼養者が捕獲することが困難と判断される場合は、関係区局及び警察署等関係機関との連携を図り、捕獲等に協力する。

イ 飼養者が判明しない場合

防災・危機管理統括本部は、関係区局及び警察署等関係機関と調整し、当該動物の捕獲等を検討する。

(4) 情報提供・広報

みどり環境局は、当該動物の習性に関する情報収集を行い、安全対策について情報提供を行う。

関係区及び防災・危機管理統括本部は、広報を行い、市民の安全確保を図る。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市危険動物逸走警戒体制
責 任 者	医療局危機管理責任者
事 務 局	医療局（防災・危機管理統括本部支援）
関 係 区 局	防災・危機管理統括本部、医療局、みどり環境局、消防局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 市内で民間事業者・個人所有の危険動物が飼養施設等から逸走した場合 2 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市危険動物逸走警戒本部	〇〇区危険動物逸走警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	防災・危機管理統括本部	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策経営・国際戦略局、防災・危機管理統括本部、医療局、みどり環境局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市危険動物逸走対策本部	〇〇区危険動物逸走対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	防災・危機管理統括本部	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策経営・国際戦略局、防災・危機管理統括本部、医療局、みどり環境局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等

設置基準	1 市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が多数の人的被害を与え、なお、そのおそれが継続する場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 区内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が多数の人的被害を与え、なお、そのおそれが継続する場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 区本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営・国際戦略局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
防災・危機管理統括本部	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（医療局の事務を除く。）。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 市民への広報に関すること。
医療局	1 医療機関への協力依頼に関すること。 2 危険動物の飼養許可業務及び逸走防止対策に関すること。 3 危険動物逸走に関連する情報の収集に関すること。 4 逸走した危険動物の飼養者からの相談に関すること。 5 逸走した危険動物の飼養者に対する指導に関すること。
みどり環境局	1 逸走した危険動物に関連する動物の情報収集に関すること。 2 逸走した危険動物に対する安全対策についての情報提供に関すること。 3 逸走した危険動物の市立動物園での一時保管協力に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び防災・危機管理統括本部への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。 5 区域における避難誘導等に関すること。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。
全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。 ○所管施設内へ危険動物が進入した場合、所管施設内の保安に関すること。 ○逸走した危険動物の捕獲等の協力に関すること。	

5 事後対策

(1) 飼養者に対する指導等

医療局は、危険動物の逸走事件が発生した場合には、その原因を追究するとともに、当該事件発生の原因となった飼養者に対して、施設等の改善指示や飼養上の問題点の指導を行い、必要に応じて、危険動物の飼養許可取消し措置を実施する。

(2) 飼養者が判明しない場合の措置

当該動物を捕獲後、飼養者が判明しない場合、防災・危機管理統括本部、医療局及びみどり環境局は、逸走の動物として取り扱うか、又は遺棄動物として取り扱うのかを警察署等関係機関と協議し、一時保管や処分などの措置を決定する。

みどり環境局は、当該動物の市立動物園での一時保管に協力する。

(3) 事件を踏まえた啓発

医療局は、事件の発生状況を踏まえて、飼養者に対する施設等の安全管理などについて、広く情報を提供し啓発を行う。

6 本計画の対象以外の動物等逸走事件対策への準用

市域で本計画の対象とならない動物（法で定める危険動物以外）等の逸走事件が発生し、人的被害が多数発生するおそれがある場合には、本計画を準用し対応する。